

山万ユーカリが丘線 安全報告書

【2017年】



 **山万株式会社**

2017年 山万ユーカリが丘線 安全報告書

1. 2017年 山万ユーカリが丘線安全報告書発行にあたり

日頃「山万ユーカリが丘線」をご利用いただきありがとうございます。又、「山万ユーカリが丘線」の運営に際し、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づく「山万ユーカリが丘線」の2017年の輸送の安全確保に関する取組みをまとめたものです。

さて、2017年山万ユーカリが丘線におきましては車両第二編成定期（全般）検査等各種工事を施工し、安全輸送設備等に係る整備を進めました。

又、社会化実験コミュニティバス「ここららバス1号」、同「ここららバス2号」の運行を継続して行っております。

今後も山万ユーカリが丘線は、皆様のお傍にあって利用しやすい鉄道を目指してまいりますとともに安心・安全を基本コンセプトとして「誰からも愛されるユーカリが丘線を目指して」をスローガンとして推進してまいります。

この安全報告書は、鉄道事業法第19条の4に基づく「山万ユーカリが丘線」の2017年の輸送の安全確保に関する取組みをまとめたものであり、皆様に広く「山万ユーカリが丘線」の安全に対する取組みをご理解いただきたいと存じます。

又、皆様からのご意見・ご要望等につきましては今後の「山万ユーカリが丘線」の安全への取組みに役立たせてまいります。

今後とも「山万ユーカリが丘線」へのご理解・ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

2018年4月1日
山万株式会社
代表取締役 嶋田 哲夫

2. 安全に関する基本方針と目標

ユーカリが丘ニュータウンは、今日に至るまで快適環境の創造を目指し、常に新しい試みにチャレンジする姿勢をもって街づくりに取り組んでおります。

「山万ユーカリが丘線」は、ユーカリが丘ニュータウンに欠くことのできない公共交通機関として広く皆様にご利用いただき、日々、安全、快適かつ正確な輸送を推進すべく努力致しております。

安全の確保はご利用の皆様への最大のサービスであるにとらえ、そのための努力を惜しむことなくお客様の立場に立ったサービスの提供とその向上に今後とも社員一同努めてまいり所存でございます。

(1) 安全に関する基本方針

当線では安全管理規程を平成18年10月制定し、当線の安全管理規程において「安全に関する基本方針」は安全第一をもって事業活動を行う体制の整備に努めております。

輸送の安全水準の維持及び向上を図るものとしての安全に係る行動規範は以下のとおりです。

- ①協力一致して輸送の安全確保に努めること。
- ②輸送の安全確保に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを順守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めること。
- ④職務の実施に当たり推測に頼らず確認の励行に努めるとともに、疑義のある時には最も安全と思われる取り扱いをすること。
- ⑤事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- ⑥情報の漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(2) 安全に関する目標

2017年、当線における安全に係わる目標は以下のとおりです。

- ①運転事故ゼロを継続する。
- ②輸送障害ゼロを目指す。
- ③ヒューマンエラーによるインシデントゼロを目指す。

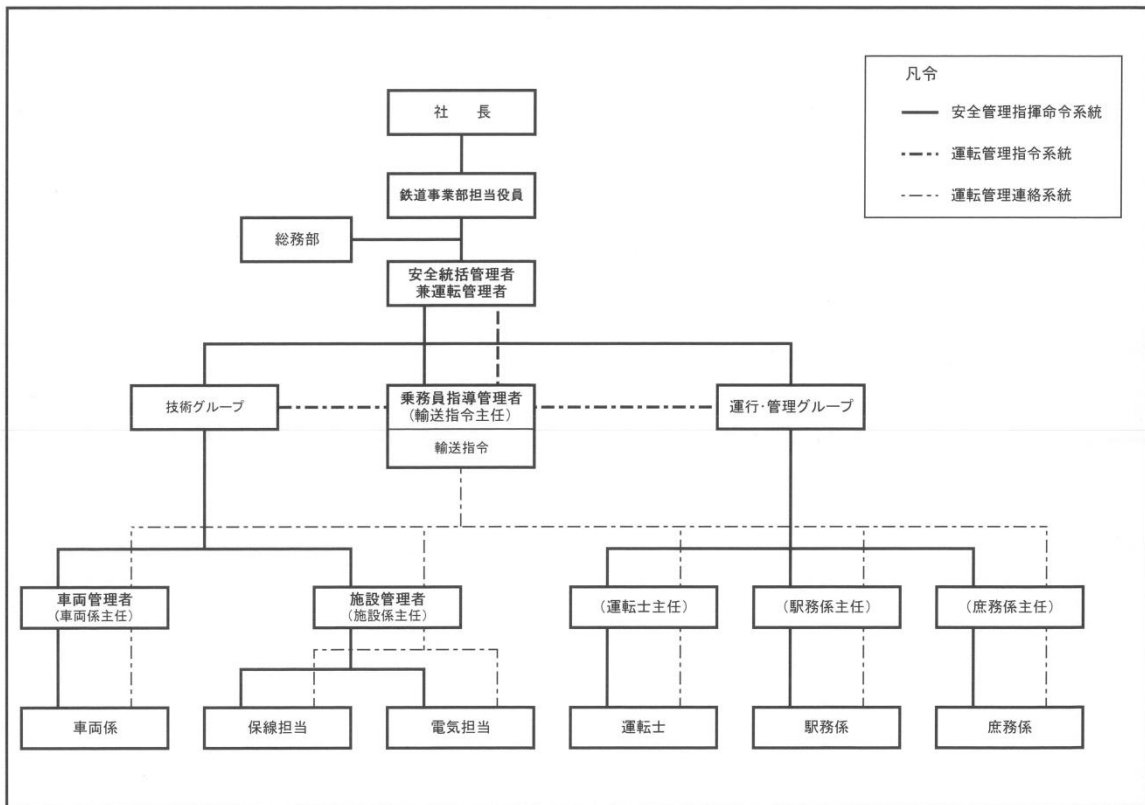
2017年における、運転事故についてはゼロであり、無事故を継続しております。

なお、車両障害が1件発生しておりますが、検査および修繕はすでに終了しております。

輸送障害においては2件発生しており、列車はあわせて合計44本を運休しております。

今後も引続き運転事故ゼロの継続及びインシデント発生ゼロを目指し、全社一丸として取り組んでまいります。

3. 安全管理体制



山万ユーカリが丘線 安全管理体制図

「山万ユーカリが丘線では、上記に示す安全管理体制を構築しております。安全統括管理者のもと鉄道の定例会議【鉄道全体会議】等において安全管理体制が適切に管理・運営がなされていることの確認をしております。又、その結果を踏まえて安全管理体制の見直し・改善を実施することとして安全管理体制の維持・向上に努め、安全の確保に取り組んでおります。

4. 安全管理体制に係る各管理者の役割

「山万ユーカリが丘線」の安全管理体制は経営トップである社長をトップとして鉄道事業部担当役員【安全統括管理者兼運転管理者】及び鉄道事業乗務員指導管理者、施設管理者及び車両管理者等をもって「山万ユーカリが丘線安全管理体制」を構築しております。

各管理者の役割については以下に記載のとおりです。

管 理 者	役 割
社 長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運 転 管 理 者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を管理する。

乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、動力車操縦者の資質保持に関する事項を管理する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を管理する。
車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を管理する。

5. 2017年 運転事故、輸送障害及びインシデントに関する報告

2017年における運転事故、輸送障害及びインシデントについては以下のとおりです。

種別	件数	備考
運転事故	0件	—
輸送障害	2件	2月24日 f - 1 妨害 4月10日 b - 5 電気装置
インシデント	1件	2月17日 b - 1 走行装置

(1) 運転事故

運転事故の発生はありません。

(2) 輸送障害（30分以上の遅延や運休）

輸送障害：2件

【詳細：1 妨害】

2月24日（金）佐倉市役所への不審情報により、当線ユーカリが丘駅が佐倉市役所ユーカリが丘出張所に隣接することから、安全確保の観点により佐倉市役所の対策本部より安全宣言が出されるまでの間、ユーカリが丘駅を閉鎖し、列車の運転を見合わせた。

【詳細：2 電気装置】

4月10日（月）第三編成の列車検査時において、主制御器内の接触子焼損及び電気ブレーキ回路の取付ボルト欠落の為、車両運用が不可能であることが判明しました。また、予備車両は定期検査入場中の為車両運用ができず、翌4月11日（火）朝の通勤時間帯においても車両の修繕が間に合わない為、それぞれ二編成運行のところ一編成運行と致しました。原因としては、主制御器主カム接触子等が収められている主制御器箱のゴムパッキン経年劣化による雨水の染み込みによるものであったことから、応急処置を実施。ゴムパッキンの交換等については、定期検査時においてさらに状態確認・性能確認を行うこととし、再発防止対策を講じております。

(3) インシデント（事故につながる兆候）

第二編成定期検査を施工中、台車枠検査標準に従い磁粉探傷検査を行った際、当該車両の第2位台車の旋回枠に長さ120mmの傷を発見しました。主たる原因は永年の使用によるものと考えられることから、当該台車形式を使用している第一編成及び第三編成についても臨時的磁粉探傷検査を計画し実施致しました。なお、当該台車については修繕を実施致しております。今後は各編成の台車枠を含めた台車関係について目視及び打音検査による経過観察を実施することと致しました。

6. 2017年 主な安全施策の報告

2017年における主な安全施策につきましては以下に示すとおりです。

①施設（土木関係）の整備

- ア. 走行路補修工事
- イ. 公園駅ホーム端部補修工事
- ウ. 井野駅雨どい・通路部分すべり止め補修工事
- エ. 車両基地内舗装補修工事
- オ. 車両基地歩道落下防止柵補修工事

②施設（電気関係）の整備

- ア. 運転保安設備の定期検査
- イ. き電変電所の定期検査
- ウ. 保安防具定期検査
- エ. 配電線補修整備
- オ. 正電車線の交換整備の作業
- カ. 駅照明設備のLED化工事完了

③車両の整備

- ア. 車両定期検査整備完了
- イ. 車両制御器部品補修工事
- ウ. 車両放送装置補修工事

7. 2018年 主な安全施策の計画

2018年における主な安全施策については以下のとおり計画しております。

- ①車両補修整備
 - ア. 無線装置関係補修整備
 - イ. 空制関係補修整備
 - ウ. 抵抗制御器関係補修整備
 - エ. 前照灯関係補修整備
- ②電路設備補修整備
 - ア. 正電車線交換整備
 - イ. 電源トラフ補修整備
- ③各種検査施工
 - ア. き電変電所の定期検査
 - イ. 軌道設備定期検査
 - ウ. 運転保安設備の定期検査
- ④新車両等の検討
 - ア. 車両更新の検討
 - イ. システムの検討

8. 安全輸送を確保するための取組状況

(1) 安全を確保するための研修等

安全を確保するため当線全職員を対象にした安全に係る規程類の再教育研修を実施する。

- ア. 新型インフルエンザに係る事業継続計画
- イ. 異常時訓練資料の見直しによる再教育等の再教育を実施・計画する。

(2) 教育訓練

内部研修：

- ア. 冬季における雪害等に係る机上・実車訓練
- イ. 駅務機器取扱講習
- ウ. 接客マナー講習
- エ. 異常時取扱訓練（7月）

等を定期的又は臨時的に開催しております。

外部研修：

- ア. 普通救命講習（7月）
- イ. 特殊鉄道に係る協議会（12月）

今後につきましても、車両故障、運転事故、輸送障害等によりご利用の皆様方にご迷惑をお掛けすることのないよう安全教育を含め各種教育等の充実を図ってまいります。

(3) 異常時訓練（毎年7月実施）

列車による運転事故等を想定した各係合同による訓練（異常時訓練）を7月20日（木）当線女子大駅隣接の車両基地構内等において実施しました。当日は当線安全統括管理者による訓練に対する訓示より開始し、安全統括管理者が見守る中、訓練が実施されました。

(4) 鉄道マン体験の実施状況

当線では沿線の小さなお子様連れの親子様を対象とし、鉄道利用におけるマナーの向上を目的とした「山万ユーカリが丘線 鉄道マン体験」を開催しております。本年は今後の体験内容について社内で検討会を行いました。来年度以降も鉄道利用のマナーの向上を目的として継続して開催してまいります。

(5) 安全巡視の実施状況

春・秋の交通安全運動及び夏季輸送、年末年始の安全総点検等の各種安全運動において、沿線の各自治会、幼稚園、保育園、小・中学校並びに養護施設等に当該安全運動に係る協力依頼を行い、輸送の安全確保に努めております。又、当線の各職場の巡視を実施し、各職場における安全管理状況の確認を行い、各職場における安全の確保の向上に努めております。

安全運動名称	実施期間
平成29年 春の全国交通安全運動	4月 6日(木)～4月15日(土)
平成29年 夏季の安全総点検	7月20日(木)～7月31日(月)
平成29年 秋の全国交通安全運動	9月21日(木)～9月30日(土)
平成29年度 年末年始の安全総点検	12月10日(日)～1月10日(水)

9. 安全管理の方法

ア. 安全を確保するための会議【鉄道事業部全体会議】

安全統括管理者【鉄道事業部担当役員】を委員長とし、第三木曜日を基本として鉄道事業部全体会議を開催しております。この会議において当線における事故、故障、輸送障害、及びインシデント等の状況を確認しております。又、他社様の報告等に基づく事例を参考として当線における再発防止策に反映させ、当線の安全の確保の向上に努めております。

イ. 事故発生時における緊急体制

「山万ユーカリが丘線」は「佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部」との間において平成19年9月、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する協定書」を締結しております。

この協定書は鉄道事故並びに地震等の自然災害等に備え、緊急時における当線との連携について締結したものであり、この協定書の締結により緊急時における体制がより一層強化されております。

又、当社及び当社関連会社を含めた緊急時における「山万グループ災害対策本部」の設置体制を構築しております。災害等における緊急時においては、山万グループ全社をあげて「山万ユーカリが丘線」及びユーカリが丘ニュータウン災害時の体制強化を順次進めております。

10. 運輸安全マネジメント評価に係る内部監査の実施

運輸安全マネジメント評価に係る内部監査につきまして、本年は実施しておりません。

11. 「ここらら1号及び2号」バスの運行について

「ここらら1号」バスの無料運行については「宮ノ台地区」及び「ユーカリが丘地区」運行を継続しております。又、昨年9月より「ここらら2号」バスの無料運行をユーカリが丘駅からショッピングセンター間を開始し、現在も運行継続しております。

当ユーカリが丘ニュータウンにおける皆様のより身近な交通手段として社会化実験コミュニティバス「ここらら1号」及び「ここらら2号」バスの無料運行を行うものです。

1 2. ご利用の皆様へのお願い

「山万ユーカリが丘線」のご利用に際し駆け込み乗車等の危険な行為につきましては各種安全運動期間中における駅掲示ポスター、案内放送並びに車内放送等におきまして機会のあるごとに協力をお願いしておるところです。

今後とも列車の安全運行に際し、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ等

「山万ユーカリが丘線」は地方鉄道業会計規則の例外取扱い許可を受け、事業年度の始期を1月1日としております。

このため、安全報告書の対象期間も2017年1月1日から2017年12月31日までを対象期間として作成しております。

尚、この安全報告書並びに「山万ユーカリが丘線」の安全への取組等に関しますご意見等につきましては下記までお願い致します。

山万株式会社 鉄道事業部

住 所：千葉県佐倉市ユーカリが丘6-5-5

山万ユーカリが丘線公園駅 駅務本部

TEL：043-487-5036 9時から17時

FAX：043-487-8134

E-mail：rail@yamaman.co.jp

未来の見える街
ユーカリが丘



山万株式会社